



『猪苗代湖』がラムサール条約湿地に登録(7月15日) COP15において登録証授与(7月26日)



2025年7月 月例市長記者会見
資料1 環境部環境政策課

1. 猪苗代湖がラムサール条約登録

- ◆令和7年7月15日(火)に「猪苗代湖」が、ラムサール条約の「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載されました。
- ◆国内54か所目となり、県内においては「尾瀬」に次ぎ2番目となります。
- ◆7月26日(土)日本時間午後9時頃、ジンバブエ共和国で開催しているCOP15において登録証が授与されます。

《COP15概要》※COP15...ラムサール条約第15回締約国会議

- ・期間: 7月23日(水)～7月31日(木)
- ・会場: アフリカ大陸ジンバブエ共和国
ヴィクトリアフォールズ市 エレファントヒルズホテル
- ・参加者: 郡山市(環境部長、環境政策課職員2名)
環境省、福島県、会津若松市、猪苗代町
- ・授与式: 7月26日(土)日本国主催のイベント内で実施

プログラム

登録証授与
(4自治体)

ムソンダ・ムンバ
事務局長挨拶

- ・渡航者挨拶(郡山市)
- ・自治体代表挨拶
(郡山市長ビデオメッセージ)
- ・福島県作成「猪苗代湖」PR動画放映

2. ラムサール条約湿地とは

- ◆ラムサール条約の正式名称
「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」
- ◆条約の理念(3つの柱)
①保全・再生 ②賢明な利用 ③交流・学習
- ◆登録条件
①国際基準を満たす。(9項目の内、5項目を満たしている)
②国の法律により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること。(磐梯朝日国立公園)
③地元自治体や住民の条約登録への賛意が得られること。
(会津若松市、猪苗代町、郡山市)

3. ラムサール条約登録後の活動

ラムサール条約登録を契機として3つの柱を推進

柱の1 保全・再生

《次世代に向けた今後の取組》



湖南高校
「湖岸清掃活動」



湖南小中学校 エコクラブ

＜環境意識の向上・促進＞

活動の検証や成果発表の場を新たに創設

柱の2 賢明な利用

＜地域活性化・ブランド化＞



安積疏水
水橋(三穂田町)

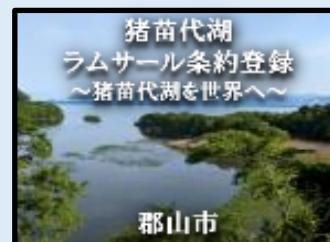


湖周辺サイクリング
「イナイチ」

各機関と連携し、自然環境と経済活動が調和する形での利用

柱の3 交流・学習

＜自然環境・生体系の保全＞



PRビデオの作成



出前講座の
メニュー新設

環境保全に関する学習機会を提供し、次世代へ意識啓発

1. 日本におけるラムサール条約登録条件 2. 猪苗代湖に生息するコハクチョウ



1. 日本におけるラムサール条約登録条件

① 国際基準のいずれかに該当すること

⇒ 猪苗代湖は基準1, 2, 3, 4, 6に該当

- 基準1. 各生物地理区（世界の生物相を大まかに分ける地図）内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地
- 基準2. 国際的に絶滅のおそれのある種又は生態学的群集の生存にとって重要だと考えられる湿地
- 基準3. 各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地
- 基準4. 生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地
- 基準5. 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地
- 基準6. 水鳥の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地
- 基準7. 固有な魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の亜種、種又は科の相当な割合を支える湿地
- 基準8. 魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の重要な餌場であり、又は産卵場、稚魚の成育場である湿地
- 基準9. 鳥類以外の湿地に依存する動物の種又は亜種の個体群で、その個体数の1%以上を定期的に支える湿地

水鳥の
特別基準

魚介類の
特別基準

② 国の法律により、将来にわたり自然環境の 保全が図られること

⇒ 磐梯朝日国立公園に指定済み

③ 地元住民等から賛意が得られること

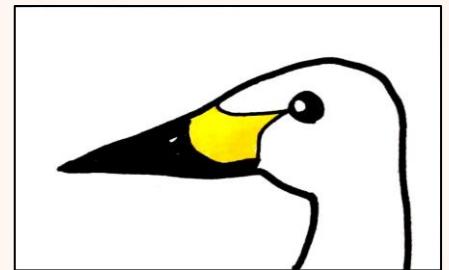
⇒ 2024.11.20 利害関係人全員からの
「賛成」意見の回答を環境省へ提出済み

2. 猪苗代湖に生息するコハクチョウ

猪苗代湖への飛来数：801羽（2020～2024年平均）

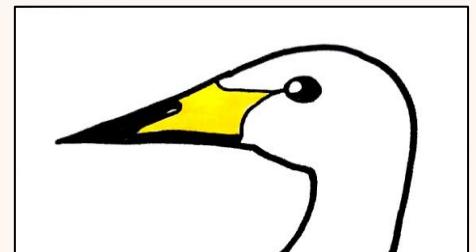
⇒ 基準6 水鳥の個体数の1%（450羽）を超える

基準6 該当『コハクチョウ』



- ・くちばしの黄色い部分 小さい
- ・くちばし先端が丸め

参考：オオハクチョウ



- ・くちばしの黄色い部分 大きい
- ・くちばし先端が鋭角